特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
2	二宮町	個人住民税に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和7年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び二宮町税条例に基づき、毎年1月1日(賦課期日)の時点で二宮町に住所を有する個人の前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税である個人住民税に関する事務。税額は、確定申告書、町民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。 二宮町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 賦課事務 1. 個人、給与・年金支払者等からの申告等情報及び各種申請・届出書の提出を受ける。 2. 住民記録台帳及び本人申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。 3. 課税資料に基づき、個人住民税額を決定する。 4. 納稅通知書・稅額通知の発行・発送を行う。 5. 生活保護法の規定による保護を受ける者等、条例に基づき減免を行う。 6. 他自治体等から二宮町への調査回答し、二宮町から他自治体等への稅務調査を実施する。 7. 賦課情報に基づき所得証明書等を発行する。 収納事務 1. 賦課データと納付済通知書の照合により納付の過不足を確認のうえ、消込みを行う。 2. 口座振替の申込受付及び納付書再発行等を行う。 3. 納期限後納付のものについて延滞金の額を計算し徴収する。 4. 過誤納付の発生理由を調査のうえ還付または充当の処理を行い、対象者に通知する。 5. 滞納がある者に対し、督促状及び催告状を送付する。 6. 督促を受けた納税義務者が一定期間までに完納しない場合は、財産調査、差押及び換価並びに執 行停止等の滞納処分を行う。 7. 時効完成及び執行停止期間経過による不納欠損処理を行う。 8. 納税義務者等からの申請により、収納データから納稅証明書を発行する。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、二宮町は、個人住民税に関する事務において、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 収納消込/滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名

住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 住民税収滞納ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表24の項

4. 情報提供ネットワーク	ノステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	うち、第4欄(特定個人情報)に「地力 28、37、39、42、48、49、53、57、58、 92、96、98、106、108、115、124、129	合令第2条の表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項の 5税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、 59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、90、91、 5、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、 165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 合令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	総務部 税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
_		
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求	
請求先	二宮町役場 総務部 税務課	
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 総務部 税務課	
9. 規則第9条第2項の適	用 用	[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1万人以上10万人:	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	į			
	項目評価書		3) 基礎項	目評価書 目評価書及び 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	他機関については、そ	れてれ里点項目	評価書义は宝垻日評価書	において、リス	グ対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	クシステムを通	じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]	2) 十分で	を入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	55]	2) 十分で	を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	53]	2) 十分で	を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	53]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入	手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]	2) 十分で	を入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	55]	2) 十分で	を入れている	

7. 朱	7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. J	、手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない		
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	からのマ む3情報 個人番号	イナンバー取得を循 により行うことを厳 および本人情報が	対底し、やむを 守している。」 記載された申	得ず =記の =請書	登録事務にかかる横断的なガイドラインに従って、本人 住基ネットで照会する場合には、4情報または住所を含 しまか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や の廃棄に当たり手作業が介在するが、いずれにおいて 生するリスクへの対策は十分であると考える。		

9. 監	査						
実施の	有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
10. 従	業者に対する教育・	啓発					
従業者	に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最	も優先度が高いと考	えられ	る対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施	する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選択形 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	目的外の入手が行わ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事務には 不正に まで まで また また また また また い こ で また また また また また また また また また また また また また	への対策 要のない情報 用されるリス リリスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が 通じて不正な	限との紐付けが行われるリスクへの対策 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策]
当該対	策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	しているなどにつ	ことにより、アクセス林	を受講する]な管理を行っ るなどの対策	よって限定されており、また、アクセスロク っている。更に、個人情報保護や情報セク を講じていることから、権限のない者によ	キュリティ

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当 部署	(1) 総務部 税務課 (2) 和田 隆彦	① 政策総務部 戸籍税務課 ② 神保 英也	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の関示・訂正・	二宮町役場 総務部 税務課	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	二宮町役場 総務部 税務課	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	事後	
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな い
	Ⅱ の2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられない
令和1年6月29日	5. 評価実施機関における担 当部署	② 神保 英也	② 戸籍税務課長	事後	
令和1年6月29日	IV リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込/滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム(eLTAX) 6. 国税連携システム(eLTAX) 7. 中間サーバー	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の16の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づぐ条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、 9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、 63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、 91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120の各項 ※8の項、 117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2 条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10 条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、 第20条、第21条、第22条、32条の3、第22条の 4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第		
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第20条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定並びに内閣府・総務省令第七号第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第6条、第7条、第8条、第10条、第25条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条の2、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第49条、第49条、第49条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第45条、第47条、第49条、第49条、第49条の2、第45条、第47条、第49条、第49条。	に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第20条 ■情報提供の根拠番号法第19条8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の各項※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定並びに内閣府・総務省令第七号第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年12月20日	5. 評価実施機関における担 当部署	政策総務部 戸籍税務課	総務部 戸籍税務課	事後	
令和4年12月20日	7 特定個人情報の関示・計	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	 事後	
令和4年12月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	——————— 事後	
	1. 特定個人情報ファイルを	番号法の別表第二に基づいて	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 に基づいて	事後	
	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 統合宛名システム 中間サーバー	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 課税資料イメージ管理サービス 収納消込/滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和7年6月25日		住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 宛名情報ファイル	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 課税原票イメージファイル 住民税収滞納ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和7年6月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条		事後	
令和7年6月25日		117の項は平成31年10月1日施行予定並びに内閣府・総務省令第七号 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の4、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第50条、第59条の3	53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) ■情報照会の根拠 19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和7年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	総務部 戸籍税務課	総務部 税務課	 事後	
令和7年6月25日	F 証(事字な 数則(= +)(+ Z +D	 戸籍税務課長	税務課長	事後	
令和7年6月25日	<u>当節者 </u> 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 税務課	事後	
令和7年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの		二宮町役場 総務部 税務課	 事後	
令和7年6月25日	取扱いに関する問合せ IIの1の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	 事後	
	Ⅱの2の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	 事後	
	8. 人手を介在させる作業		新規記入		 様式変更による項目追加
令和7年6月25日			新規記入		様式変更による項目追加
	られる対策	L			一